

四條畷西中学校同窓会会則（案）

（名称）

第1条 本会は四條畷西中学校同窓会と称する。

（目的）

第2条 本会の目的は会員相互の親睦を図るとともに、母校の発展に寄与し、学校行事等への協力を目的とする。

（会員）

第3条 本会は、四條畷西中学校の卒業生（正会員）と現旧職員（特別会員）をもって組織する。

（会費）

第4条 本会の会費は無償（無料）とする。

（活動）

第5条 本会は第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- （1）母校からの要請に基づく協力及び有志支援
- （2）会員相互の親睦に関する事項
- （3）その他、本会の目的達成に必要な事項

（運営）

第6条 本会を円滑に運営するために、同窓会委員を選出し、母校からの要請に応じて有志による運営委員会を設ける。

- （1）同窓会委員は、卒業期に各学級から各2名を互選し、適時改選することができる。
- （2）運営委員会は、同窓会委員から5名を互選し、適宜改選することができる。
- （3）本会の名誉会長は現職の四條畷西中学校校長とし、必要に応じて運営に関する助言を得ることができる。

（総会）

第7条 運営委員長が運営委員会並びに総会を招集し、総会の決議は出席会員の過半数をもって成立する。

（会計）

第8条 本会は会費徴収を行わず、原則として独立した会計講座を保持しない。

（事務局）

第9条 本会の事務局は四條畷西中学校におく。

（会則の変更）

第10条 本会の会則の変更は、運営委員会および名誉会長の協議を経て行う。

附 則

本会則は、令和8年11月1日より施行する。